

<処理できないもの>家電リサイクル法対象機器

>>> エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目の処理は、家電リサイクル法により仙南リサイクルセンターでは処理できませんので、下記の方法により廃棄してください。

例)

※2024年4月改訂

	対 象	対象外
エアコン	・壁掛け形、床置き形エアコン (石油、ガス、電気併用等)	・天井埋め込み形 ・壁埋め込み形エアコン ・ウインドファン ・冷風機、除湿機等
テレビ	・ブラウン管式テレビ ・液晶テレビ(車載用、携帯用除く) ・プラズマ式テレビ・有機ELテレビ	・ディスプレイモニター ・プロジェクションテレビ
冷蔵庫 冷凍庫	・冷蔵庫、冷凍冷蔵庫 ・ワイン庫	・業務用保冷庫 ・冷蔵ショーケース
洗濯機 衣類乾燥機	・洗濯乾燥機 ・衣類乾燥機(電気式、ガス式)	・脱水機 ・衣類乾燥機能付き布団乾燥機

・家庭用機器であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象となりますが、業務用機器であれば、家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象外です。

・詳しい内容やリサイクル料金については一般財団法人家電製品協会(家電リサイクル券センター)にお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp> ☎ 0120-319640)

●廃棄の方法

引き取りを依頼する場合

買い換え(新しく購入する)

いいえ

▶

購入する販売店に引き取りを依頼してください。

はい

以前購入した販売店が近くにある

いいえ

▶

以前購入した販売店に引き取りを依頼してください。

はい

・引っ越しなどで販売店が近くにない
・販売店が廃業している
・もらった物で販売店がわからない

▶

お住まいの市町または許可業者へ問い合わせてください。

はい

自分で運ぶ場合

手順1

メーカーや規格を確認し、郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入して、リサイクル料金を振り込む。

手順2

処分したい家電と家電リサイクル券を持参して、指定引き取り場所へ自己搬入する。

※仙南管内の指定引取場所
株安藤仁七商店(柴田町船岡字鍋倉1-9 ☎0224-54-1517)